

令和5年度 知事等（実施機関）が行う施策評価に関する実施計画

1 趣旨

長崎県政策評価条例（平成18年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、知事等（知事、教育委員会、公営企業管理者〔交通局長〕、公安委員会及び警察本部長の各実施機関をいう。）が行う令和5年度の施策評価（途中評価）に関する実施計画を定める。

2 基本的な考え

効果的かつ効率的な行政の推進と県民の視点に立って成果を重視した行政運営の実現を図るためには、社会情勢の変化や県民ニーズなどに適切に対応し、求められている施策を、時機を逸することなく重点的に推進していくことが必要である。

このため、施策の評価にあたっては、達成すべき目標に対する実績を客観的に把握したうえで、県議会での議論や県政アンケート調査の結果等を踏まえつつ、施策の成果の検証と課題整理を行い、施策における取組みの重点化や見直し、新たな取組みの企画立案等につなげていくものとする。

3 評価の対象

政策評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）第2の2の2-1（1）に規定しているとおり、評価の対象は、総合計画の施策とする。具体的には、令和3年度を始期とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる10の基本戦略を構成する47の施策、7つの政策横断プロジェクト及び7つの地域別計画とする。

4 評価の実施方法

（1）評価の観点

次に掲げる評価の観点に沿って、施策の取組実績や数値目標の達成状況等を総括し、施策の目的や目標がどの程度達成されたかについて評価する。

併せて、社会情勢の変化や施策推進上の問題点・課題等を踏まえて、施策を推進する事務事業や数値目標の見直しを検討するなど、施策の今後の方向性等について検証を行うものとする。

① 必要性

社会情勢の変化、国や他県の動向、県民ニーズ等から判断して、当該施策が今後も必要なものかどうかという観点から、施策の妥当性を評価するものとする。

② 効率性

投入した行政資源（予算、人員等）に対して、施策の推進に係る行政活動が効率的に実施されているかなどについて評価するものとする。

③ 有効性

施策の目的に対して、実際に県民に対してどのような成果がもたらされているか、施策を推進する事務事業は施策の目的達成に寄与する内容となっているか、成果をさらに上げる余地はないかなどについて評価するものとする。

④ 優先性

上記の評価の観点を踏まえて、当該施策を他の施策よりも優先すべきかについて評価するものとする。

(2) 評価の手順

施策の進捗状況や成果等の評価は、数値目標の達成状況や県政アンケート調査の結果、事務事業の実施状況等を踏まえて行うものとする。

(3) 指標の設定

施策評価においては、目標の達成状況を客観的に把握するため、総合計画に掲げる数値目標を、評価を行う際の基本的な基準とする。

(4) 施策評価調書の作成及び作成調書の知事への送付

施策の主管課室等の長は、関係する課室等の長と調整のうえ施策評価調書（別紙様式）を作成し、別途指定する期日までに政策企画課に提出するものとする。

提出された調書の記述等については、施策の特性や他の施策との記述内容の統一性等を踏まえ、必要により調整〔施策の主管課室等と政策企画課との間で調整〕を行うものとし、調整後の施策評価調書は、別途指定する期日までに知事（政策企画課）に送付するものとする。

(5) 施策評価の実施時期

令和5年11月末日までに行うものとするが、変更せざるを得ない事由が生じた場合には、別に定めることができるものとする。

5 政策評価の結果の反映及び活用

知事は、評価の結果を当該施策等に適切に反映させるものとし、予算編成、施策等の企画立案や見直し、組織の改正などに活用するものとする。

6 政策評価に関する情報の公表

知事は、政策評価に関する情報（評価調書や評価の結果に関連する情報をはじめ、基本方針や実施計画など）について、県民にとって分かりやすい内容、容易に入手できる方法で適時に公表するものとする。

7 留意事項

施策及び主要事業の主管課室等の長は、評価調書をはじめ、政策評価に関する情報や公表資料の作成に当たっては、県民に対して公開することを念頭に置いて、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めるものとする。

8 実施に係る細目

この実施計画に定めるもののほか、施策評価の実施に必要な事項については、別に定めることができるものとする。

(様式1) 施策評価調書 (令和5年度実施 途中評価)

施策評価調書 (令和5年度実施 途中評価)

長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025における位置付け

基本戦略名		総合計画 掲載頁		所管課(室)		課(室)長名	
施策名		総合戦略		施策 関係課(室)			

1 施策の内容

【取組の概要】

【めざす姿】

2 施策の進捗状況の評価

成果指標数		施策の進捗状況の評価 (成果指標による評価)	
-------	--	------------------------	--

【これまでの成果】

【進捗状況に課題がある取組み】

3 施策の成果指標の進捗状況

成果指標		基準値	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標	進捗状況の分析
所管課(室)	目標値①	/							進捗状況
	実績値②				/	/	/		
	達成率 ②/①				/	/	/		
成果指標		基準値	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標	進捗状況の分析
所管課(室)	目標値①	/							進捗状況
	実績値②				/	/	/		
	達成率 ②/①				/	/	/		

4 施策の推進における課題や社会情勢の変化等と今後の対応方針

【施策の推進における課題や社会情勢の変化等】	【課題等を踏まえた今後の対応方針】
------------------------	-------------------

5 施策を推進する事業群の状況

	事業群名	事業群評価調査番号	総合戦略
事業群①			
事業群②			
事業群③			
事業群④			
事業群⑤			
事業群⑥			
事業群⑦			
事業群⑧			
事業群⑨			

注) 総合戦略欄の●印は、人口減少対策の方向性を示した「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と共通のものを示しています。本調査は同戦略の評価調査を兼ねています。

(様式2) 施策評価調書 (令和5年度実施 途中評価) 【政策横断プロジェクト】

施策評価調書 (令和5年度実施 途中評価) 【政策横断プロジェクト】

長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025における位置付け

政策横断プロジェクト			将来像	
所管課(室)				
課(室)長名	総合計画掲載頁			

1 プロジェクトの進捗状況

【これまでの成果】	【進捗状況に課題がある取組み】

2 プロジェクトの指標の進捗状況

指標		基準値	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標	進捗状況の分析
	目標値①	/							進捗状況
	実績値②				/	/	/		
所管課(室)	達成率②/①	/			/	/	/		
指標		基準値	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標	進捗状況の分析
	目標値①	/							進捗状況
	実績値②				/	/	/		
所管課(室)	達成率②/①	/			/	/	/		

3 プロジェクトの推進における課題や社会情勢の変化等と今後の対応方針

【プロジェクトの推進における課題や社会情勢の変化等】	【課題等を踏まえた今後の対応方針】

(様式3) 施策評価調書 (令和5年度実施 途中評価) 【地域別計画】

施策評価調書 (令和5年度実施 途中評価) 【地域別計画】

長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025における位置付け

地域別計画					地域のめざす姿	
所管課(室)		課(室)長名		総合計画掲載頁		

1 地域別計画の進捗状況

【これまでの成果】	【進捗状況に課題がある取組み】

2 地域別計画の指標の進捗状況

指標		基準値	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標	進捗状況の分析
	目標値①	/							進捗状況
	実績値②				/	/	/		
	達成率②/①	/			/	/	/		
指標		基準値	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標	進捗状況の分析
	目標値①	/							進捗状況
	実績値②				/	/	/		
	達成率②/①	/			/	/	/		

3 地域別計画の推進における課題や社会情勢の変化等と今後の対応方針

【地域別計画の推進における課題や社会情勢の変化等】	【課題等を踏まえた今後の対応方針】